

第40号議案

「DREAM AS ONE. ×親子でチャレンジアカデミーSPECIAL FES.」の後援名義  
の使用について

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

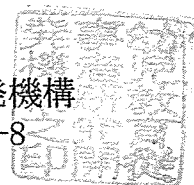
別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和5年 6月28日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人  
 幼児教育従事者研究開発機構  
 住所 (所在地) 東京都文京区音羽1-1-6-8  
 代表者名 (ふりがな) おくぞの じゅんこ  
 代表者連絡先 03-5940-5112 奥園 淳子  
 (事務担当者)



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	DREAM AS ONE. ×親子でチャレンジアカデミーSPECIAL FES.	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	文京区在住小学生の参加を広く促し優先参加	
実施期間	令和5年11月12日(日) から 令和5年11月12日(日) ま(1日間)	
実施場所	代々木公園陸上競技場 東京都渋谷区代々木公園B地区	
事業内容	目的※	本事業は障害のあるなしにかかわらず「スポーツの魅力を観て、体験して、楽しく学ぼう」を目的に家族で参加するスポーツ交流活動。参加を通して「つながり」を感じながらスポーツを楽しみ、障がい者スポーツへの理解を深める場として、文京区在住小学生親子に対し参加を促したい。
	内容	多数のオリンピック、パラリンピアンによる世界レベルの競技デモンストラーションや様々な競技種目の体験。実際に体験することができる義足や車いすスポーツ。また、出演アスリート達と子ども達とのミニ運動会など。
	対象者	小学生親子 (参加予定人員600人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	スポーツ庁、東京都、東京都教育委員会、渋谷区、渋谷区教育委員会、新宿区教育委員会、(公財)聴覚障害者教育福祉協会、日本私立小学校連合会、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会	
備考	特別協賛：株式会社三菱商事	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

## 2023年 DREAM AS ONE. × 親子でチャレンジアカデミー-SPECIAL FES. 実施概要

本事業は、「スポーツの魅力を見て、体験して、楽しく学ぼう」を目的に家族で参加するスポーツ交流活動。オリンピック・パラリンピアンによる世界レベルの競技デモンストレーションや様々な競技種目の体験。また、実際に体験することができる義足や車いすスポーツ等々。

参加を通して『つながり』を感じながらスポーツを楽しみ、障がい者スポーツへの理解を深める機会のもととして実施致します。2016年より毎年秋に開催している本事業には、これまで多く親子にご参加いただき、親子でスポーツを楽しむ行事として評価のお声をいただいております。

本年の実施では更に広い範囲での普及に努める為、東京都内小学生に向け参加を呼び掛けて参ります。

### 記

開催日時：令和5年11月12日（日）受付9：15～ 開始10：00 終了15：00

開催場所：代々木公園陸上競技場 東京都渋谷区神南2丁目

主催：NPO法人幼児教育従事者研究開発機構

後援：スポーツ庁・東京都・東京都教育委員会・渋谷区・渋谷区教育委員会・新宿区・文京区  
日本私立小学校連合会・（公財）聴覚障害者教育福祉協会・「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

特別協賛：三菱商事株式会社 協力：Xiborg：義足体験

対象参加者：小学生児童とその保護者 募集人数：親子300組 参加費：無料

募集方法：東京都内公立小学生、私立小学校、ろう学校小学部等の児童へ各学校から募集チラシ配布（約10～12万部）・読売新聞紙上で告知掲載

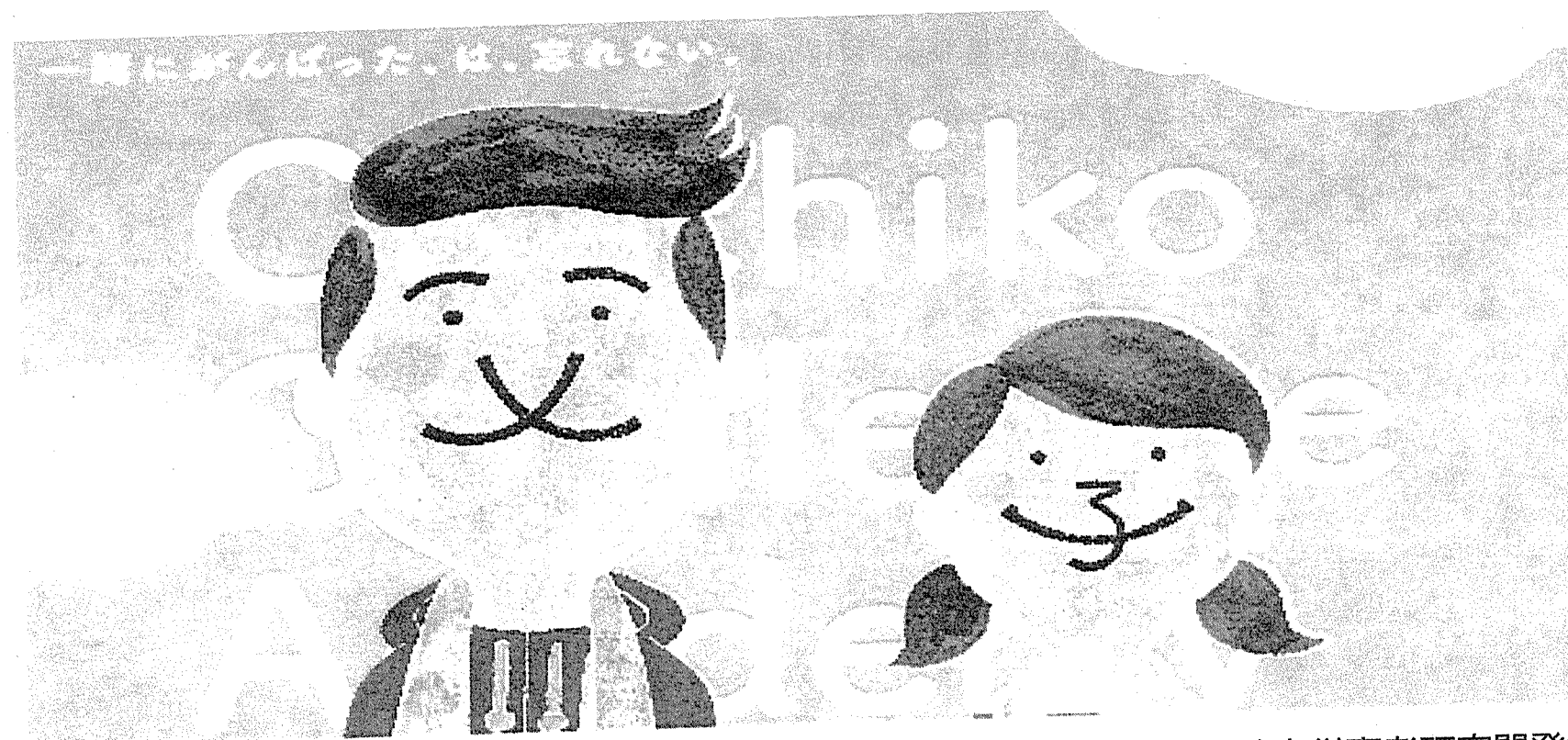
その他、役所、公共施設等でチラシ配布、HP、SNS等を通して募集

参加申込み方法：弊NPO宛へメール、FAX、郵便ハガキで申込む

出演者アスリート：大会アンバサダー 為末 大さん（元プロ陸上選手）、  
寺田明日香さん（陸上100mハードル選手）・右代啓祐さん（陸上十種選手）  
戸邊直人さん（走り高跳び選手）・佐藤圭太さん（陸上義足短距離選手）  
池崎大輔さん（車いすラグビー選手）・今井友明さん（車いすラグビー選手）他対数を予定

※本事業は日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」  
遵守の下開催致します。

2023年  
DREAM AS ONE.×  
親子でチャレンジアカデミーSPECIAL FES.  
事業概要

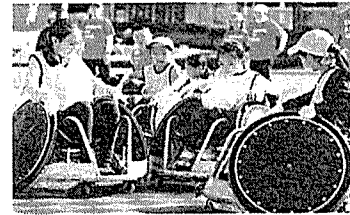
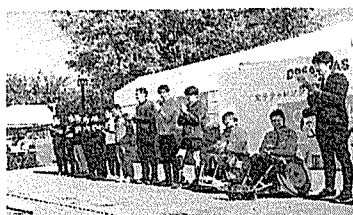


NPO法人 幼児教育従事者研究開発機構

## DREAM AS ONE.×父子チャレンジアカデミーSPECIAL FES.とは

### <開催目的> 親子でスポーツの魅力を楽しく学ぶ体験活動

本事業は「スポーツの魅力を見て、体験して、楽しく学ぼう」を目的に家族で参加するスポーツ交流活動。オリンピック・パラリンピアンによる世界レベルの競技デモンストレーションや様々な競技種目の体験。また、実際に体験することができる義足や車いすスポーツ等々。参加を通して「つながり」を感じながらスポーツを楽しみ、障がい者スポーツへの理解を深める機会の場合として実施致します。2016年より毎秋に開催している本事業には、これまで多くの親子にご参加いただき、スポーツを楽しむ行事として、評価のお声をいただいております。



- 2016年開催 11月23日（水・祝）江東区夢の島競技場 10時～15時  
参加人数 参加申し込み1070件 当日参加者996名（子ども570名・保護者488名）
- 2017年開催 10月22日（日）渋谷区代々木公園陸上競技場【超大型台風のため中止】
- 2018年開催 11月11日（日）渋谷区代々木公園陸上競技場 10時～15時  
参加人数 参加申し込み661件 当日参加者638名（子ども328名・保護者310名）
- 2019年開催 11月18日（日）渋谷区代々木公園陸上競技場 10時～15時  
参加人数 参加申し込み680件 当日参加者662名（子ども320名・保護者342名）
- 2020年開催 11月28日（土）新豊洲Brilliaランニングスタジアム 10時～15時  
参加人数 参加申し込み710件 オンライン開催
- 2022年開催 11月13日（日）渋谷区代々木公園陸上競技場 10時～15時  
参加人数 参加申し込み1020件 当日参加者535名（子ども245名・保護者290名）

# 11月12日大会概要

## <開催目的> 親子でスポーツの魅力を楽しく学ぶ体験活動

障がいのあるなしにかかわらず「スポーツの魅力を見て、体験して、楽しく学ぼう」を目的に家族で参加するスポーツ交流活動。オリンピック・パラリンピアンによる世界レベルの競技デモンストレーションや様々な競技種目の体験。また、実際に体験することができる義足や車いすスポーツ等々。参加を通して「つながり」を感じながらスポーツを楽しみ、障がい者スポーツへの理解を深める機会 の場として、参加者の心に残る1日を提供する。

## <開催概要>

日時場所 2023年11月12日(日) 代々木公園陸上競技場 10時～15時予定

主催 NPO法人幼児教育従事者研究開発機構

募集人数 親子300組(600名) 参加費無料

参加募集方法 首都圏小学生へチラシ配布(10～12万部)・新聞紙上での告知(読売新聞朝刊)  
その他、役所、公共施設でのチラシ配布・ポスター掲示

特別協賛 三菱商事株式会社

後援 スポーツ庁・(公財)聴覚障害者教育福祉協会・日本私立小学校連合会  
「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

申請予定 東京都・東京都教育委員会・渋谷区、渋谷区教育委員会・新宿区教育委員会  
文京区教育委員会・中野区教育委員会・中央区教育委員会

協力 株式会社Xiborg(義足体験)

※本事業は、日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」遵守の下開催致します。

## 大会プログラム

---

09:20～参加者受付開始

10:00～開会式・来賓挨拶等

10:20～準備運動

10:40～各ブロックに分かれて各種体験（25分×4セット）

かけっこ・走高跳び・走り幅跳び・車いすラグビー・義足体験

指導アスリート（予定）：右代啓佑さん・戸邊直人さん・寺田明日香さん

池崎大輔さん・今井友明さん・佐藤圭太さん

12:35～休憩

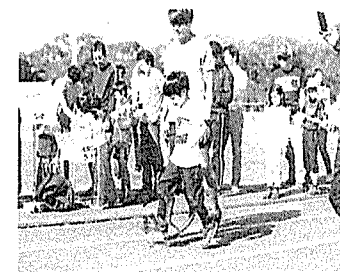
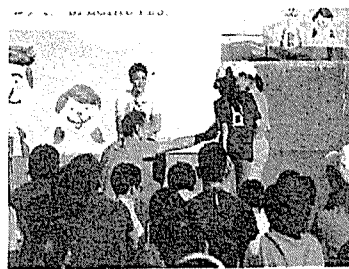
13:00～為末大青空トークセッション

出演ゲスト：浅田真央さん（依頼予定）

13:45～出演アスリートと一緒に交流ゲーム

紅白玉入れ、ユニバーサルリレー

14:30～閉会式



## 出演指導アスリート予定（順不同・敬称略）

- ・ 為末 大 大会アンバサダー（世界陸上2大会銅メダリスト）
- ・ 右代啓佑（陸上十種選手、2018ジャカルタアジア大会金メダリスト、リオ五輪日本選手団旗手）
- ・ 寺田明日香（陸上女子ハードル選手、女子100mハードル元日本記録保持者、東京五輪女子陸上1代表選手）
- ・ 戸邊直人（走り高跳び選手、日本記録保持者、東京五輪男子陸上走り幅跳び代表選手）
- ・ 佐藤圭太（パラ陸上短距離走選手、リオパラリンピック銅メダリスト）
- ・ 池崎大輔（車いすラグビー選手、2020東京パラリンピック銅メダリスト）
- ・ 今井友明（車いすラグビー選手、2020東京パラリンピック銅メダリスト）

### 体験種目指導アスリート予定



かけっこ指導  
寺田明日香さん



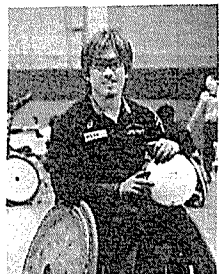
走り幅跳び指導  
右代啓佑さん



走り高跳び指導  
戸邊直人さん



義足体験指導  
佐藤圭太さん



車いすラグビー指導  
池崎大輔さん



車いすラグビー指導  
今井智明さん

### トークセッション出演アスリート(予定)

大会アンバサダー  
為末 大さん



プロフィギュアスケーター  
浅田真央さん



## 事業予算書

事業名 DREAM AS ONE. ×親子でチャレンジアカデミー-SPECIAL FES.

団体名 特定非営利活動法人幼児教育従事者研究開発機構

収 入	単位：円	支 出	単位：円
子どもゆめ基金	1027000	告知チラシ制作印刷費	300000
企業協賛	3000000	新聞告知告知掲載費	500000
		参加者案内用ハガキ発送	54000
		ゲスト指導者・司会者謝金	1730000
		チラシ・備品郵送費	60000
		運営備品製作費	950000
		配布用冊子制作印刷費	60000
		会場・備品借用日	80000
		指導補助スタッフ謝金	120000
		お弁当・お茶	100000
		予備費	73000
計	4027000	計	4027000

5年 7月21日

(備 考)

収支計画書

事業名(2023DREAM AS ONE.×親子でチャレンジアカデミー-SPECIAL FES.)

収入の部

単位:円

項目	予算額	備考
子どもゆめ基金	1,027,000	
企業協賛金	3,000,000	三菱商事他
合計	4,027,000	

支出の部

単位:円

項目	予算額	備考
告知チラシ、ポスター制作印刷費	300,000	3円×100,000部(チラシ)
新聞告知広告掲載費	500,000	東京都内版朝刊5段1回
参加者案内用ハガキ、印刷費	54,000	180円×300枚
ゲスト、司会者	1,730,000	指導者アスリート15万×5名 ファンリテーター40万×1名 特別ゲスト40万×1名 司会15万×1名・3万×1名
チラシ、備品郵送費	60,000	
運営備品制作費	950,000	会場設営、特設ステージ、 バックパネル他
参加者配布用冊子制作印刷	60,000	200円×300部
会場、備品借損費	80,000	代々木公園陸上競技場
指導補助スタッフ	120,000	12,000円×10名
お弁当・お茶	100,000	お弁当900円×100個 お茶100円×100個
予備費	73,000	
合計	4,027,000	

※収支の不足等が生じた場合は、主催者が責任をもって負担、対応致します。

# 特定非営利活動法人幼児教育従事者研究開発機構定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人幼児教育従事者研究開発機構という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区音羽1丁目16番8号1201に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、21世紀に生きる子どもたちのために、その基礎をなす幼児教育の重要性に鑑みて、幼児教育従事者の質的向上を図るための研究・開発を行い、その成果を広く公開し我が国幼児教育を根本的に立て直すことによって、我が国社会全体の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育従事者資質向上に資するための研究会の開催及びその成果の公開、提供事業
  - (2) 幼児教育の実態調査、研究及びその成果の資料作成、公開に関する事業
  - (3) 幼児教育に関する情報収集及びホームページの運営や出版物の発行による情報提供事業
  - (4) 市民のための幼児教育に関する講演会、学習会などによる普及啓発事業
  - (5) 幼児教育の充実を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 寄付された物品の販売
  - (2) 広報媒体への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3)特別会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して一年以上会費を滞納し催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4)除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
  - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (提出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の提出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **(欠員補充)**

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### **(解任)**

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(報酬等)**

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第4章 会議**

#### **(種別)**

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### **(総会の構成)**

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### **(総会の権能)**

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第

- 49条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
  - (9) その他運営に関する重要事項

#### **(総会の開催)**

第23条 通常総会は、毎年一回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### **(総会の招集)**

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から3日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### **(総会の議長)**

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### **(総会の定足数)**

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### **(総会の議決)**

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総会での表決権等)**

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決

に加わることができない。

### **(総会の議事録)**

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

い。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

### **(理事会の構成)**

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### **(理事会の権能)**

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### **(理事会の開催)**

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

### **(理事会の招集)**

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### **(理事会の議長)**

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### **(理事会の議決)**



第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の表決権等)**

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(理事会の議事録)**

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## **第5章 資産**

#### **(構成)**

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

#### **(区分)**

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### **(管理)**

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第6章 会計**

### **(会計の原則)**

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### **(会計区分)**

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

### **(事業年度)**

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び予算)**

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### **(暫定予算)**

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(予備費)**

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### **(予算の追加及び更正)**

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### **(事業報告及び決算)**

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 令和 5年度 役員名簿

令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人幼児教育従事者研究開発機構

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	生年月日
理事長	五島 淳子 ゴトウ ジュンコ (奥園 淳子)	東京都文京区音羽1丁目16番8号 音羽サンハイツ1201号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	34年 6月 3日
理事	宮坂 幸伸 ミヤサカ ユキノブ	神奈川県平塚市浅間町11-1-1307	5年4月1日 ～ 6年3月31日	21年12月10日
理事	宮下 賢路 ミヤシタ ケンジ	東京都大田区田園調布4丁目28番7号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	13年 2月20日
理事	堀内 綱男 ホリウチ ツナオ	東京都台東区竜泉3丁目14番9-306号 サンクレスト竜泉	5年4月1日 ～ 6年3月31日	21年10月10日
理事	中村 哲也 ナカムラ テツヤ	東京都文京区本駒込6丁目13番 6-601号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	34年 9月23日
理事	望月 庄一郎 モチヅキ ショウイチ ロウ	東京都東久留米市南町1丁目13番 48号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	21年10月 3日
理事	元永 次夫 モトナガ ツギオ	東京都品川区南大井6丁目4番 6-103号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	29年 8月27日
監事	窪田 哲夫 クボタ テツオ	東京都中央区勝どき6丁目7番 3-1202号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	21年 3月20日
監事	村上 正己 ムラカミ マサミ	神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町 16番5-E403号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	22年 1月24日
会計	長田 啓子	東京都港区三田2丁目9番9号	5年4月1日 ～ 6年3月31日	24年 4月15日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日



## 令和4年度活動報告書

## 父子チャレンジアカデミーについて

「父子チャレンジアカデミー」は、ストレスに弱いと言われている現代の子ども達の心身を鍛え、生きる力の向上と親子コミュニケーションの向上を図ることを目的に、小学生児童とその父親を対象に実施している運動を通した父子の交流活動プログラムです。

平成21年度から全国の市町村で開催し、これまでに約1万5千組の父子が参加されました。今年は6ヶ所の市町村で開催し、当初の目的に併せ、日常的に運動に親しむ機運の醸成を図りました。活動を通して、毎回、多くの親子の笑顔に出会えました。

親子で一緒に楽しむ運動プログラムは、保護者からの期待も高く「子どもの心の安定、ストレスの軽減」、「父子の良いコミュニケーション関係の形成」に有効であると評価、感想を得ています。また、参加をきっかけにスポーツを通した地域活性促進の効果も生まれており、こうした交流グループの活動支援、協力を今後も続けていくことに大きな意味を感じています。



## 活動内容

小学生の父子を対象に、様々な運動種目のトップアスリート達が指導する運動を通した父子交流の場として開催。（母親の参加も可）

父子一緒に楽しめる運動プログラムとアスリート達の体験談を併せたプログラムで体を動かすことの楽しさを体験します。また、世界レベルの技術を見ることも参加者にとって貴重な機会です。

父子一緒に参加して、見て、体験することで運動することの楽しさ、興味がこれまで以上に広がります。



## 令和4年度活動実績

- 8/27 北海道帯広市：帯広の森体育館 かけっこ指導/為末 大さん
- 10/15 三重県伊勢市：三重県営サンアリーナ かけっこ指導/朝原宣治さん
- 11/13 東京都渋谷区：代々木公園陸上競技場 DREAM AS ONE.×父子チャレンジアカデミー-SPECIAL FES.
- 1/7 埼玉県坂戸市：坂戸市民総合運動公園体育館 かけっこ指導/福島千里さん/トークショー 山縣亮太さん
- 2/18 茨城県守谷市：常総運動公園体育館 バドミントン指導/高橋礼華さん
- 3/4 熊本県熊本市：熊本市総合体育館 トランポリン指導/中田大輔さん

## 令和4年度事業指導協力者



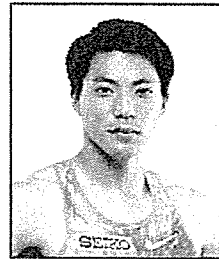
為末 大さん



朝原宣治さん



福島千里さん



山縣亮太選手



高橋礼華さん



中田大輔さん



北口榛花選手



右代啓佑選手



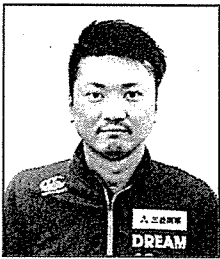
佐藤圭太選手



鈴木 徹選手



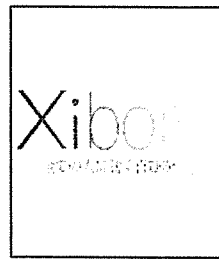
池崎大輔選手



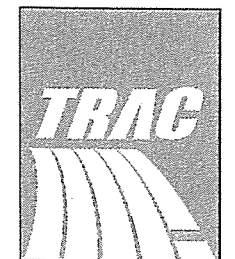
今井友明選手



羽賀理之選手



義足体験Xiborg社



TRACランニングクラブ

## 父子チャレンジアカデミー活動の様子



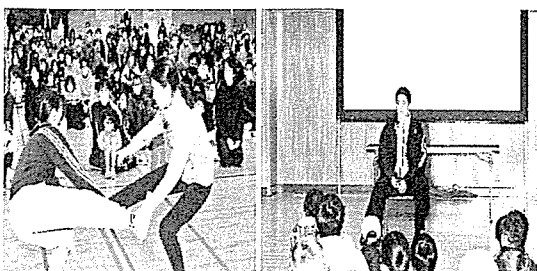
帯広の森体育館  
(参加者166名)



三重県営サンアリーナ  
(参加者307人)



代々木公園陸上競技場  
(参加者535人)



坂戸市民総合運動公園体育館  
(参加者325名)



常総運動公園体育館  
(参加者217名)



熊本市総合体育館  
(参加者241名)

※令和4年の活動では新型コロナウイルス感染拡大防止のために参加人数に一定の配慮をしました。



## これまでの活動について

### 1. 防災チャレンジ大運動会

東日本大震災や近年、上陸頻度を増した大型台風等に伴う大規模な災害が激甚化しています。

「防災チャレンジ大運動会」は、子ども達とその家族が防災や災害時の対応について、「**防災を楽しく学ぶ**」ことを目的に、災害の際に役立つ知識を取り入れた競技種目（体験種目）を通して、防災意識を高め、非常時の対応について学ぶプログラムです。

平成26年より全国7都府県で開催し、多くのご家族が参加されました。

#### 活動内容

小学生の家族を対象に「土の運びルー」、「毛布を活用した簡易タンカルー」、「バケツルー」、「防災障害物競争」、「防災ウルトラクイズ」等の競技を通して、イザという時に役に立つ知識を学びます。

運動会形式のプログラムは、参加者の知的興味を引き出すことに有効な手段であり、チーム競技を通して防災教育の礎である共助、公助を学ぶことが可能となります。



### 2. アスリート先生による小学校体育授業支援・運動活動支援の取組み研究事業

トップアスリートを小学校の体育専任先生（アスリート先生）として、事業モデル小学校に配置。週に1回月4回の頻度で体育指導、サポートする他、休み時間、放課後等に児童の運動活動を支援する取組み。

・実施モデル小学校

平成26年度：東京都江戸川区南葛西第三小学校（児童数507名）

平成27年度：東京都江戸川区南葛西第三小学校

平成28年度：東京都中野区若宮小学校（児童数401名）

平成29年度：東京都中野区新井小学校（児童数421名）



### 3. アスリート先生による中学校運動部活動支援の取組み研究事業

運動部活動支援として、様々な競技のトップアスリート等を事業モデル中学校へ派遣。各顧問教員と適切な連携を図りながら放課後部活動の指導を支援する。

・実施モデル中学校

平成26年度：東京都江戸川区南葛西第二中学校

平成27年度：東京都江戸川区南葛西第二小学校



### 4. 幼児施設設置責任者向けセミナー

幼稚園・保育園・認定こども園等の設置責任者支援として、様々な問題や課題の解決のために、各分野の専門家を招きセミナー形式による勉強会を開催。

#### これまでのテーマ課題

- ・保護者のクレーム対策とリスクマネジメントについて/基調講演：尾木直樹氏
  - ・幼児期からの食育を考える/基調講演：服部幸應氏
  - ・子どもの命を守る災害に強い施設設備と災害対応について
  - ・放射線汚染による子どもへの影響とその対策について/基調講演：武田邦彦氏
- 上記の他、多数回開催



# 《NPO法人幼児教育従事者研究開発について》

私たちは未来を担う子ども達が健全に育つための、質的向上に取り組んでいます。

子ども達の健全な育成を支援する為、多面的な視野で活動を行う事を目的としています。

私たちが提議する幼児教育従事者とは、子どもの教育、成長に係る全ての人々を対象としています。「親としての視点」「教育者としての視点」「社会人としての視点」等から子ども達の豊かな人間形成を支援するための様々な研究・提案・コミュニケーション活動を行っています。

NPO法人認定日2004年2月25日 東京都より認定 理事長 奥園淳子

## 【委託事業実績】

- ・ 文部科学省 平成22年 子どもの問題行動等に関する生徒指導推進事業
- ・ 文部科学省 平成23年 子どもの問題行動等に関する生徒指導推進事業
- ・ 文部科学省 平成24年 子どもの問題行動等に関する生徒指導推進事業
- ・ 文部科学省 平成25年 いじめ対策等に関する生徒指導推進事業
- ・ 文部科学省 平成26年 いじめ対策等に関する生徒指導推進事業
- ・ 文部科学省 平成26年 スーパー食育スクール事業（愛知県北名古屋市協働）
- ・ 文部科学省 平成26年 地域を活用した学校丸ごと子供の体力向上推進事業
- ・ スポーツ庁 平成27年 地域を活用した学校丸ごと子供の体力向上推進事業
- ・ スポーツ庁 平成28年 子供の体力向上課題対策プロジェクト事業
- ・ スポーツ庁 平成29年 学校における子供の体力向上課題対策プロジェクト
- ・ スポーツ庁 平成30年 オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（読売新聞社協力）
- ・ 復興庁 平成30年 父子チャレンジアカデミースペシャルin福島  
ジャイアンツアカデミーと創る福島復興スポーツイベント

## ☆「父子チャレンジアカデミー」実施市町村

- ・ 平成22年度：船橋市、江東区、稲城市、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、渋谷区
- ・ 平成23年度：春日部市、高松市、北名古屋市、広島市、牧之原市、三戸町、浜松市
- ・ 平成24年度：上越市、稲城市、広島市、北名古屋市、佐世保市、南三陸町、川口市
- ・ 平成25年度：中津川市、妙高市、箕面市、つがる市、大空町、広島市、船橋市、高松市
- ・ 平成26年度：大仙市、佐渡市、唐津市、熊谷市、薩摩川内市
- ・ 平成27年度：大仙市、津山市、標津町、益田市、御坊市、松原市、加賀市
- ・ 平成28年度：横手市、高崎市、五島市、函館市、廿日市市、静岡市、東京都、都城市
- ・ 平成29年度：横浜市、長崎市、岡山市、東京都（台風の為中止）、高松市、山形市
- ・ 平成30年度：札幌市、仙台市、東京都、高崎市、浜松市
- ・ 令和元年度：鳥取市、三沢市、相模原市、東京都、札幌市、稲沢市、宗像市
- ・ 令和2年度：DREAM AS ONE. x 父子チャレンジアカデミー-SPECIAL FES. オンライン
- ・ 令和4年度：帯広市、伊勢市、東京都、坂戸市、守谷市、熊本市

## ☆「防災チャレンジ大運動会」実施市町村

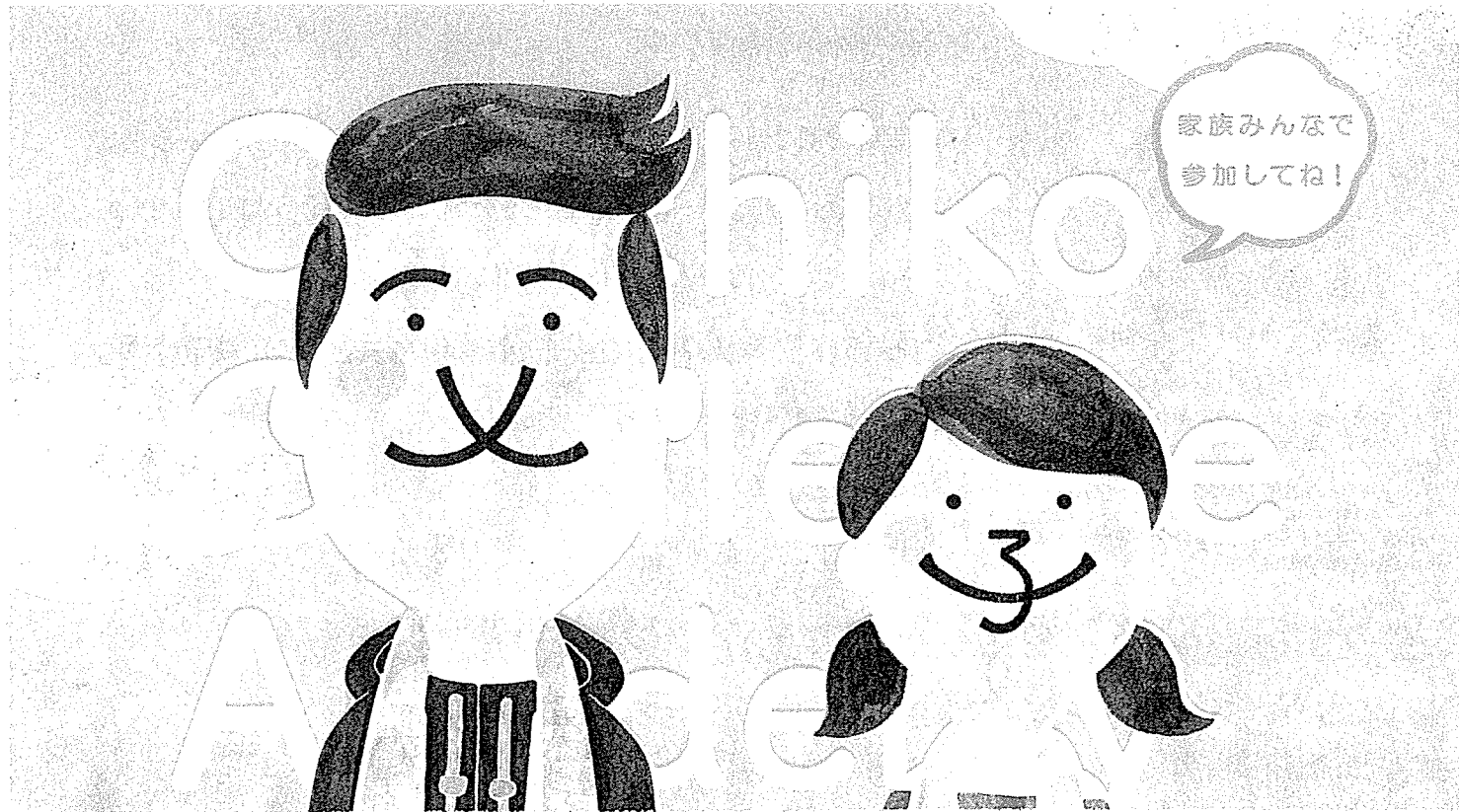
- ・ 平成26年度：一宮市、静岡市、横浜市、東京都
- ・ 平成27年度：一宮市、島田市、東京都
- ・ 平成28年度：一宮市、東京都、熊谷市
- ・ 平成29年度：一宮市、東京都
- ・ 平成30年度：一宮市、東京都
- ・ 令和元年度：一宮市

## 【オリパラ教育推進事業講師派遣校】

- ・ 台東区立大正小学校：佐藤圭太選手（義足陸上短距離）
  - ・ 江戸川区立南葛西小学校：今井友明選手（車いすラグビー）
  - ・ 中野区立南台小学校：佐藤圭太選手（義足陸上短距離）
  - ・ 江戸川区立小松川第二中学校：大山加奈さん（ロンドン五輪女子バレーボール日本代表）
  - ・ 江戸川区立小松川第一中学校：鈴木 徹選手（義足陸上走り幅跳び）
  - ・ 江戸川区立小松川第二中学校：高平慎士さん（北京五輪男子リレー銀メダリスト）
  - ・ 江戸川区立二之江第三小学校：右代啓祐選手（陸上男子十種競技）
  - ・ 江戸川区立平井南小学校：亀山耕平さん（東京五輪男子体操種目別あん馬5位入賞）
  - ・ 台東区立大正小学校：伊藤華英さん（ロンドン五輪女子水泳自由形代表選手）
  - ・ 江戸川区立宇喜田小学校：中村友梨香さん（北京五輪マラソン女子代表選手）
  - ・ 江東区立東陽小学校：金藤理恵さん（リオ五輪水泳女子平泳ぎ金メダリスト）
- 上記の他多数

《お問い合わせ先》

〒112-0013 東京都文京区音羽1-16-8  
TEL : 03-5940-5112 / ㊚ : support@npo-child.or.jp  
<https://www.npo-child.or.jp>



※本事業は、2022年子どもゆめ基金助成事業として実施しております。

# DREAM AS ONE.

×

## 父子チャレンジアカデミー SPECIAL FES.

～アスリート達と一緒にスポーツを楽しもう!～

						
陸上十種競技選手 アジアでは無敵の キングオブアスリート	陸上元短距離走選手 女子短距離界の レジェンド	陸上やり投げ選手 日本陸上界期待のヒロイン ※出演は午後からとなります	パラ走り高跳び選手 パラ五輪5大会 連続出場	パラ陸上短距離選手 パラ短距離 元日本記録保持者	車いすラグビー選手 2020東京パラリンピック 銅メダリスト	車いすラグビー選手 2020東京パラリンピック 銅メダリスト

**日時** 2022年11月13日(日)

受付 9:30 | スタート 10:00 | 終了予定 14:30

(小雨決行)

**場所** 代々木公園陸上競技場

渋谷区代々木公園B地区


**【アクセス】**

JR山手線原宿駅・東京メトロ地下鉄千代田線明治神宮前駅共に徒歩8分

リニューアルされた代々木公園陸上競技場に  
トップアスリート達が大集合!

アスリート達による世界レベルの実演や競技指導、車いすラグビー  
体験や義足体験等々。楽しいプログラムが満載です。観て、知って、  
体験することでスポーツの魅力がこれまで以上に広がります。  
ご家族皆様でご参加下さい。

父子チャレンジアカデミーの活動の様子はこちら

父子チャレンジアカデミー  

参加費 無料

参加定員: 親子300組

参加対象: 小学生児童とその保護者

申込締切 11月3日(木)まで ※参加申し込み方法は裏面をご覧ください。

主催: NPO法人幼児教育従事者研究開発機構

特別協賛:  三菱商事

後援: スポーツ庁 / 東京都 / 東京都教育委員会 / 渋谷区 / 渋谷区教育委員会 / 新宿区教育委員会 / 台東区 / 文京区 / (公財)聴覚障害者教育福祉協会  
(一社)パラ陸上競技連盟 / 日本私立小学校連合会 / 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

協力: 株式会社Xiborg(義足体験)

# Message from ambassador ~大会アンバサダーより~



1978年広島県生まれ。スプリント種目の世界大会で日本人として初のメダル獲得者。男子400メートルハードルの日本記録保持者(2022年9月現在)。現在は執筆活動、会社経営を行う。Deportare Partners代表。新豊洲Brilliaランニングスタジアム館長。Youtube為末大学(Tamesue Academy)を運営。国連ユニタール親善大使。主な著作に『Winning Alone』『走る哲学』『諦める力』など。

体を動かしお互い交流する体験は普遍的な喜びだと考え、すべての人がスポーツを楽しめる機会をつくりたいという思いで大会のアンバサダーを務めます。

たった1日かもしれませんが、障害のあるなしに関わらず、お互いに身体を動かしてスポーツをする楽しさを伝え、参加してくれた方の心に残るようなイベントにしたいと考えています。

## 当日は体験プログラムが盛りだくさん!

- アスリートによる競技指導と実演
- パリ五輪期待のアスリート vs 為末大トークセッション
- 出演アスリート達と一緒に交流ゲーム(ユニバーサルリレーやシッティング玉入れ)
- Xiborg 社による義足体験

※当日の出演アスリートは状況により急速変更にある場合があります。  
 ※当日は、複数の手話通訳者が耳の聞こえにご心配な方のお手伝いを致します。



## DREAM AS ONE. x 父子チャレンジアカデミー SPECIAL FES. 【FAX用参加申込書】

参加者	お名前(フリガナ)	性別	学年(続柄)	学校名
		男・女		
	お名前(フリガナ)	性別	学年(続柄)	学校名
		男・女		
	お名前(フリガナ)	性別	学年(続柄)	学校名
		男・女		
	お名前(フリガナ)	性別	学年(続柄)	学校名
		男・女		
ご住所 〒 —		FAX番号 <b>03-5940-5112</b> NPO 法人幼児教育従事者研究開発機構		
メールアドレス		※お申し込み欄には、お子様の記載だけでなく、参加される保護者様の記載もお願い致します。		

### 【インターネットでの参加申込方法】

インターネットから下記URL または、二次元バーコードよりアクセスし、申込みフォームに参加児童名、性別、学年、学校名、参加保護者名、郵便番号、住所、メールアドレスをご記入の上、お申込み下さい。

#### インターネットからの申込み

<https://www.npo-child.or.jp/20221113-specialfes/>



スマートフォンからのお申込みはコチラから



### 【ご注意】

後日、参加証をお送り致します。応募多数の場合は抽選となります。また、傷害保険の加入は弊NPOで対応致しますので無料です。

【申込締切】 11/3 (木) (参加対象：小学生児童と保護者)

【当選通知】 参加証ハガキの発送をもってかえさせていただきます。

【問合せ先】 03-5940-5112 (NPO 法人幼児教育従事者研究開発機構)

※この告知では、子どもへの税金への影響のために身元保証を付します。提出された個人情報(住所、氏名)は、真面目に運営する青少年支援機関が保有する個人情報管理に準じた方法で管理され、第三者への提供は行いません。

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地）

東京都文京区1-16-8

申請者（申請団体）

特定非営利活動法人幼児教育従事者研究開発機構

代表者名

理事長 奥園 淳子



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会  
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為  
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を  
取消されることを了解しています。